

平成十九年四月

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	総則(第一章)	一
2	一般的定義(第二章)	二
3	物品の貿易(第三章)	二
4	原産地規則(第四章)	四
5	税関手続(第五章)	六
6	衛生植物検疫措置(第六章)	七
7	強制規格、任意規格及び適合性評価手続(第七章)	七
8	投資(第八章)	七
9	国境を越えるサービスの貿易(第九章)	一〇
10	金融サービス(第十章)	一
11	商用目的での入国及び一時的な滞在(第十一章)	二
12	政府調達(第十二章)	三
13	知的財産(第十三章)	四
14	競争(第十四章)	五

15	ビジネス環境の整備(第十五章)	一五
16	紛争解決(第十六章)	一六
17	委員会(第十七章)	一六
18	例外規定(第十八章)	一七
19	最終規定(第十九章)	一七
20	附属書	一七
21	実施取極	二二
三	協定の実施のための国内措置	二二

一 概説

1 協定の成立経緯

平成十六年十一月の我が国とチリとの間の首脳会談において、二国間の経済上の連携に関する協定の交渉を開始することで意見が一致したことを受け、平成十七年二月より両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十九年三月二十七日に東京において、我が方麻生太郎外務大臣と先方アレハンドロ・フォックスレイ外相との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、チリとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化を促進し、知的財産、競争、ビジネス環境整備を含む包括的な協力を推進するものである。この協定の締結により、両国間における経済上の連携が強化されることを通じ、両国の経済が一段と活性化され、また、両国間の関係がより一層緊密化されることが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文百九十九箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、それらの概要は、次のとおりである。

1 総則（第一章）

(一) 自由貿易地域を設定することについて定める。（第一条）

(二) 協定の目的について定める。（第二条）

(三) 両締約国は、世界貿易機関設立協定等に基づく権利及び義務を再確認する旨定める。（第三条）

(四) 一方の締約国は、協定の対象となる事項に関する法令等を公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保する旨定める。

（第四条）

(五) 一方の締約国は、自国がとろうとする措置が協定の実施及び運用に著しく影響を及ぼす可能性等があると認める場合には、他方の締約国に対し実行可能な範囲内で通報する旨定める。（第五条）

- (六) 各締約国は、自国の法令に従って、実行可能な範囲内で、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えること等を行う旨定める。(第六条)
- (七) 締約国の権限のある当局は、自国の法令に従って、申請が提出された後合理的な期間内に、決定を申請者に通知し、申請者の要請があつた場合には、当該申請の処理状況に関する情報を提供する旨定める。(第七条)
- (八) 各締約国は、行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、公平で、かつ、独立した司法裁判所等を維持する旨定める。(第八条)
- (九) 一方の締約国は、国内法令に従い、他方の締約国が協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する旨定める。(第九条)
- (十) 各締約国は、両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する旨定める。(第十条)
- 2 一般的定義(第二章)
協定における用語の一般的定義について定める。(第十一条)
- 3 物品の貿易(第三章)
- (一) 一般規則(第一節)
- (1) 両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする旨定める。(第十二条)
- (2) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える旨定める。(第十三条)
- (3) 一方の締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる旨定める。(第十四条)
- (4) 関税評価協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する旨定める。(第十五条)
- (5) いずれの一方の締約国も、自国から他方の締約国に輸出される産品について、いかなる税又は手数料その他のあらゆる種類の課徴金も新設し、又は維持してはならない旨定める。(第十六条)

- (6) いずれの締約国も、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない旨定める。(第十七条)
- (7) 一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について、又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、千九百九十四年のガット第十一条等の規定に適合しないいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない旨定める。(第十八条)
- (8) 第一節のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとること及び国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げない旨定める。(第十九条)
- (二) 二国間セーフガード措置(第二節)
- (1) 一方の締約国は、他方の締約国の原産品の増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害等を引き起こす重要な原因となつているときは、二国間セーフガード措置をとることができる旨定める。(第二十条)
- (2) 締約国は、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる旨定める。(第二十一条)
- (3) 二国間セーフガード措置について適用する条件及び制限について定める。(第二十二条)
- (4) 一方の締約国は、第二十一条に規定する調査を開始する決定等を行う場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う旨定める。(第二十三条)
- (5) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を与える旨定めるとともに、他方の締約国に対し、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する旨定める。(第二十四条)
- (6) 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる旨定める。(第二十五条)
- (7) 両締約国が、協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、第二節の規定について見直しを行うこと等について定

める。(第二十六条)

(三) 他の規定(第三節)

(1) 物品の貿易に関する小委員会の任務等について定める。(第二十七条)

(2) 第三章における用語の定義について定める。(第二十八条)

4 原産地規則(第四章)

(一) 原産地規則(第一節)

(1) 原産品について定める。(第二十九条)

(2) 産品の原産資格割合を算定する計算式等について定める。(第三十条)

(3) 材料の価額について定める。(第三十一条)

(4) 産品の生産に使用する非原産材料であつて、関連する関税分類の変更が行われぬものが全体として附属書二に定める価額、重量又は容積による特定の割合を超えない場合には、当該非原産材料については、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たつて考慮しない旨定める。(第三十二条)

(5) 一方の締約国において産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる旨定める。(第三十三条)

(6) 在庫において混在している締約国の原産材料及び非原産材料から成る代替性のある材料が産品の生産に使用される場合において、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについて決定する方式等について定める。(第三十四条)

(7) セット、キット又は複合的な産品は、当該セット、キット又は複合的な産品に含まれるすべての産品がそれぞれの産品に関連する原産地規則に定める要件を満たす場合等には、原産品とする旨定める。(第三十五条)

(8) 間接材料は、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条)

(9) 産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であつて、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の要件を満たす場合には、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たつて考慮しない旨定める。

(第三十七条)

(10) 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、一定の要件を満たす場合には、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない旨定める。(第三十八条)

(11) 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない旨定める。(第三十九条)

(12) 産品は、単純な作業が行われることのみを理由として輸出締約国の原産品としてはならない旨定める。(第四十条)

(13) 締約国の原産品が満たすべき積送基準について定める。(第四十一条)

(14) 第三国における展示会の後に一方の締約国に輸入される他方の締約国の原産品は、一定の条件を満たす場合には、当該他方の締約国の原産品とする旨定める。(第四十二条)

(二) 原産地証明書及び関連手続(第二節)

(1) 輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、原則として、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求すること等について定める。(第四十三条)

(2) 原産地証明書の発給等について定める。(第四十四条)

(3) 各締約国は、輸出者等が、産品が輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある当局等に対し書面により遅滞なく通報すること等を行うことを自国の法令に従って確保する旨定める。(第四十五条)

(4) 輸入締約国の税関当局は、他方の締約国から輸入される産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対し、有効な原産地証明書に基づき、当該産品が輸出締約国の原産品であることについて書面による申告を行うこと等を要求する旨定める。(第四十六条)

(5) 輸入締約国の税関当局は、合理的な疑いがある場合には、輸出締約国の権限のある当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる旨定める。(第四十七条)

(6) 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある当局が輸入締約国の税関当局の立会いの下に輸出者又は生産者の施設を訪

問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること等を輸出締約国の権限のある当局に対して要請することができる旨定める。(第四十八条)

(7) 輸入締約国の税関当局は、産品が輸出締約国の原産品でないとき等は、当該産品に關稅上の特惠待遇を与えないことができる旨定める。(第四十九条)

(8) 各締約国は、虚偽の申告書等を提出した輸出者等に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持するとともに、輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず通報することを怠った輸出者等に対して適当と認める措置をとる旨定める。(第五十条)

(9) 協定の効力発生の日に輸送中の又は一時蔵置されている産品について、一定の場合を除き、關稅上の特惠待遇を要求することができない旨定める。(第五十一条)

(三) 他の規定(第三節)

(1) 委員会は、協定の効力発生の日に運用上の手続規則を採択する旨定める。(第五十二条)

(2) 締約国間の連絡は、英語で行う旨定めるとともに、品目別規則の適用等に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する旨定める。(第五十三条)

(3) 第四章における用語の定義について定める。(第五十四条)

5 税関手続(第五章)

(一) 第五章の適用範囲について定める。(第五十五条)

(二) 各締約国は、情報通信技術を最大限に利用して、自国の關稅法令等に関して一般に利用されるすべての關連情報をいかなる利害關係者についても容易に利用可能なものとすることを確保する旨定める。(第五十六条)

(三) 両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用する旨定める。(第五十七条)

(四) 両締約国は、実施取極に定めるところにより、税関手続の分野において相互に協力する旨定める。(第五十八条)

(五) 各締約国は、自国の關稅法令の違反に対する適当な制裁その他の措置を採用し、又は維持する旨定める。(第五十九条)

- (六) 税関手続に関する小委員会の任務等について定める。(第六十条)
 - (七) 第五章における用語の定義について定める。(第六十一条)
- 6 衛生植物検疫措置(第六章)
- (一) 第六章の適用範囲について定める。(第六十二条)
 - (二) 両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する旨定める。(第六十三条)
 - (三) 一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの妥当な照会に応ずることができ、及び適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する旨定める。(第六十四条)
 - (四) 衛生植物検疫措置に関する作業部会の任務等について定める。(第六十五条)
 - (五) 第十六章に定める紛争解決手続は、第六章の規定については、適用しない旨定める。(第六十六条)
- 7 強制規格、任意規格及び適合性評価手続(第七章)
- (一) 第七章の適用範囲について定める。(第六十七条)
 - (二) 両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する旨定める。(第六十八条)
 - (三) 両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力する旨定める。(第六十九条)
 - (四) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会の任務等について定める。(第七十条)
 - (五) 第十六章に定める紛争解決手続は、第七章の規定については、適用しない旨定める。(第七十一条)
- 8 投資(第八章)
- (一) 投資(第一節)
 - (1) 第八章の適用範囲について定める。(第七十二条)
 - (2) 一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び当該他方の締約国の投資家が自国の区

- 域内において取得する投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。(第七十三条)
- (3) 一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び当該他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産に対し、最恵国待遇を与える旨定める。(第七十四条)
- (4) 一方の締約国は、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇を与える旨定める。(第七十五条)
- (5) 一方の締約国は、武力紛争等により、投資財産に関して損失を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。(第七十六条)
- (6) 各締約国は、輸出要求、現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求を行ってはならない旨定める。(第七十七条)
- (7) いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産である自国の企業に対し、特定の国籍を有する人を経営幹部に任命することを要求することができない旨定めるとともに、当該企業の取締役会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること等を要求することができる旨定める。(第七十八条)
- (8) 附属書六に記載される現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されず、また、現状維持義務が課される旨定める。附属書七に記載される分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、また、現状維持義務は課されない旨定める。(第七十九条)
- (9) 一方の締約国は、附属書六の自国の表に記載する現行の措置の改正又は修正及び附属書七の自国の表に記載する分野等に関して採用する新たな措置について、他方の締約国に対し通報する旨定める。(第八十条)
- (10) 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める旨定める。(第八十一条)
- (11) 締約国が収用を実施する場合の条件及び補償の方法等について定める。(第八十二条)
- (12) 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、当該投資家が他方の締約国の区域内において取得する投資財産に関連する損害のてん補に係る契約等に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、代位による権利の譲渡を承認する

旨定める。(第八十三条)

(13) 一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資活動等に関連して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げられない旨定める。(第八十四条)

(14) いずれの締約国も、一定の要件の下、投資財産に関連する支払等に関し、一時的なセーフガード措置をとることができる旨定める。(第八十五条)

(15) 一方の締約国は、第三国又は自国の投資家が所有し、又は支配する他方の締約国の企業及びその投資財産に対し、一定の場合には、第八章の利益を否認することができる旨定める。(第八十六条)

(16) 一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等について定める。(第八十七条)

(二) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決(第二節)

(1) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉を通じて、当該投資紛争を解決するよう努めるべきである旨定める。(第八十八条)

(2) 投資家が請求を仲裁に付託することができる場合について定める。(第八十九条)

(3) 各締約国は、第二節に定める手続に従って行われる仲裁への請求の付託に同意する旨定める。(第九十条)

(4) 締約国の仲裁への同意に関する条件及び制限について定める。(第九十一条)

(5) 裁判所の構成及び設置の日について定める。(第九十二条)

(6) 仲裁の準拠法について定める。(九十三条)

(7) 附属書六又は附属書七の適用範囲が問題となった場合には、裁判所は、委員会にその事案についての解釈を採択するよう要請する旨定める。(第九十四条)

(8) 被申立人でない締約国は、協定の解釈に関する問題につき裁判所に対し意見を提出することができる旨定める。(第九十五条)

(9) 裁判所は、別段の合意がある場合を除き、ニューヨーク条約を締結している国において仲裁を行う旨定める。(第九十六条)

- (10) 裁判所は、被申立人が要請する場合には、裁判所が法律上の問題として被申立人に対して第三百三条に規定する裁定を下すことができないとの被申立人による異議について、先決問題として取り扱い、及び決定する旨定める。(第九十七条)
- (11) 被申立人は、抗弁等として、申立人が保険契約等に基づいて、申し立てられた損害に対するてん補等を既に受領し、又は将来受領する旨主張してはならない旨定める。(第九十八条)
- (12) 裁判所は、暫定的な保全措置を命ずることができる旨定める。(第九十九条)
- (13) 仲裁手続における専門家による報告について定める。(第一百条)
- (14) 複数の仲裁に付託された請求が併合される場合について定める。(第一百一条)
- (15) 裁判所は、紛争の一方の当事者の要請があった場合には、裁定を下す前に、紛争の当事者に対して裁定案を提示する旨定める。(第一百二条)
- (16) 裁判所の下す裁定について定める。(第一百三条)
- (17) 仲裁に関する文書の送達先について定める。(第一百四条)
- (三) 定義(第三節)
- 第八章における用語の定義について定める。(第一百五条)
- 9 国境を越えるサービスの貿易(第九章)
- (一) 第九章の適用範囲について定める。(第一百六条)
- (二) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与える旨定める。(第一百七条)
- (三) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、最恵国待遇を与える旨定める。(第一百八条)
- (四) いずれの一方の締約国も、他方の締約国のサービスの提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の区域内に代表事務所等を設立し、又は居住することを求めてはならない旨定める。(第一百九条)
- (五) 附属書六に記載される現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されず、また、現状維持義務が課される旨定める。附属書七に記載される分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、また、現状維持義務は課されない旨定める。(第一百十

条)

- (六) 一方の締約国は、附属書六の自国の表に記載する現行の措置の改正又は修正及び附属書七の自国の表に記載する分野等に関して採用する新たな措置について、他方の締約国に対し通報する旨定める。(第百十一条)
 - (七) サービス提供者に対する許可、資格要件及び資格の審査に係る手続、技術上の基準並びに免許要件に関連するサービス分野において、締約国が採用し、又は維持する措置が適合すべき基準について定める。(第百十二条)
 - (八) 一方の締約国は、他方の締約国において得られた教育等又は与えられた免許等を承認することができる旨定める。(第百十三条)
 - (九) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、締約国は、一定の要件の下、サービスの貿易に対する制限を課し、又は維持することができる旨定める。(第百十四条)
 - (十) 一方の締約国は、他方の締約国の企業であつて当該他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合には、当該サービス提供者に対し、第九章の利益を否認することができる旨定める。(第百十五条)
 - (四) 第九章における用語の定義について定める。(第百十六条)
- 10 金融サービス(第十章)
- (一) 第十章の適用範囲について定める。(第百十七条)
 - (二) 一方の締約国は、附属書十の自国の表に記載する分野において、当該表に定める条件及び制限に従い、自国の区域内にある金融機関等の設立等に関し、他方の締約国の投資家等に対し、内国民待遇を与える旨定める。(第百十八条)
 - (三) 一方の締約国は、金融機関に関する市場アクセスに関し、他方の締約国の金融機関に対し、附属書十の自国の表において定める制限及び条件に基づく待遇より不利でない待遇を与える旨定める。(第百十九条)
 - (四) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であつて、国境を越えて金融サービスを提供するものに対し、附属書十一の自国の表に記載する金融サービスを提供することを許可する旨定めるとともに、当該一方の締約国の区域内に所在する者等が当該他方の締約国のサービス提供者であつて、国境を越えて金融サービスを提供するものから、附属書十二の自国の表に記載する金融

サービスを購入することを許可する旨定める。(第二百二十条)

(四) 一方の締約国は、他方の締約国の金融機関に対し、附属書十の自国の表において約束を行った分野等において、自国の区域内で新たな金融サービスを提供することを許可する旨定める。(第二百十一条)

(六) 第十章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報等の開示を要求するものと解してはならない旨定める。(第二百二十二条)

(七) 締約国は、信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することができる旨定める。(第二百十三条)

(八) 一方の締約国は、自主規制団体が他方の締約国の金融機関に対し内国民待遇を与えることを確保する旨定める。(第二百十四条)

(九) 一方の締約国は、他方の締約国の金融機関に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度等の利用を認める旨定める。(第二百五条)

(十) 金融サービスに関する小委員会の任務等について定める。(第二百十六条)

(十一) 第十六章に定める紛争解決手続の第十章に関する特則について定める。(第二百十七条)

(十二) 第十章における用語の定義について定める。(第二百十八条)

11 商用目的での国民の入国及び一時的な滞在(第十一章)

(一) 第十一章の規定は、入国及び一時的な滞在を促進し、並びに透明性を有する基準及び手続を定めたいという両締約国の希望並びに国境の安全を確保し、並びに各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映したものである旨定める。(第二十九条)

(二) 第十一章の適用範囲について定める。(第三十条)

(三) 一方の締約国は、第十一章の規定に従い、他方の締約国の国民に対し入国及び一時的な滞在を許可する旨定める。(第三十一条)

(四) 一方の締約国が、他方の締約国に対し、第十一章の規定に関する自国の措置の内容を知ることができる資料を提供すること等について定める。(第三十二条)

- (五) 第十六章に定める紛争解決手続は、一定の場合を除き、第十一章の規定については、適用しない旨定める。(第三百三十三条)
 - (六) 第一章、第二章、第十一章及び第十六章から第十九章までの規定を除き、協定の規定は、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない旨定める。(第三百三十四条)
 - (七) 第十一章における用語の定義について定める。(第三百三十五条)
- 12 政府調達(第十二章)
- (一) 第十二章の適用範囲について定める。(第三百三十六条)
 - (二) 一方の締約国は、政府調達に関する法令、手続及び慣行について、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、内国民待遇を与える旨定める。(第三百三十七条)
 - (三) 契約の価額の算定の基準について定める。(第三百三十八条)
 - (四) 各締約国は、自国の機関が、調達の効果を減殺するような措置を課し、求め、又は考慮しないことを確保する旨定める。(第三百三十九条)
 - (五) 調達機関が定める技術仕様について定める。(第四百十条)
 - (六) 各締約国は、自国の機関の入札の手続が無差別に適用され、かつ、第十二章の規定に合致することを確保する旨定める。(第四百十一条)
 - (七) 供給者の資格の審査に係る手続について定める。(第四百十二条)
 - (八) 調達の公示について定める。(第四百十三条)
 - (九) 入札の期限について定める。(第四百十四条)
 - (十) 入札説明書について定める。(第四百十五条)
 - (十一) 機関は、最低価格による入札を行った入札者又は調達の公示若しくは入札説明書に定める特定の評価基準により最も有利であると決定された入札を行った入札者を落札者とする旨定める。(第四百十六条)
 - (十二) 第四百一条から第四百六条までの規定を適用する必要がない入札の手続について定める。(第四百七条)

- (五) 落札後の情報公開について定める。(第四百四十八条)
 - (六) 各締約国は、第十二章の規定に対する違反の疑いにつき供給者が苦情を申し立てることを可能とする、無差別な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を定める旨定める。(第四百四十九条)
 - (七) 両締約国は、政府調達が入ターネット等を通じて行われる機会を提供するよう努める旨定める。(第五百十条)
 - (八) 第十二章のいかなる規定も、締約国が、公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置等を講ずること、実施すること又は維持することを妨げるものと解してはならない旨定める。(第五百十一条)
 - (九) 附属書十四に関する訂正又は修正について定める。(第五百十二条)
 - (十) 機関に対する中央政府による監督が実効的に排除されたときは、第十二章の規定は、当該機関については、適用しない旨定める。(第五百十三条)
 - (十一) 一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合には、当該他方の締約国の企業に対し、第十二章の利益を否認することができる旨定める。(第五百十四条)
 - (十二) 一方の締約国は、他方の締約国に与えた利益を超えて政府調達市場へのアクセスに関する追加的な利益を第三国に与える場合において、当該追加的な利益を相互主義に基づき当該他方の締約国に対しても与えることを目的として交渉を行う旨定める。(第五百五条)
 - (十三) 政府調達に関する小委員会の任務等について定める。(第五百十六条)
 - (十四) 第十二章における用語の定義について定める。(第五百七条)
- 13 知的財産(第十三章)
- (一) 両締約国が、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護を確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の行使のための措置をとること等について定める。(第百五十八条)
 - (二) 各締約国は、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための措置をとる旨定める。(第百五十九条)

- (三) 各締約国は、自国の法令に従い、知的財産に関する制度についての情報を公衆が利用することができるようにするための適切な措置をとる旨定める。(第百六十条)
- (四) 各締約国は、自国の法令に従い、利害関係者が商標の登録等に異議を申し立て、及び商標の登録の取消しを請求する機会を与える旨定める。(第百六十一条)
- (五) 各締約国は、二千九年一月一日までに千九百九十一年の植物の新品種の保護に関する国際条約の締約国となるものとする旨定める。(第百六十二条)
- (六) 両締約国は、附属書十五に規定するぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示が貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示であることに合意し、同協定の関連規定に基づく地理的表示の保護に関する義務を遵守する旨定める。(第百六十三条)
- (七) 各締約国は、自国の税関当局が自国に輸入され、又は自国から輸出されようとしている物品であつて、特許権、実用新案権、意匠権、商標権並びに著作権及び関連する権利を侵害するものの解放を停止することに関する手続を定める旨定める。(第百六十四条)
- (八) 知的財産に関する小委員会の任務等について定める。(第百六十五条)

14 競争(第十四章)

- (一) 各締約国は、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる旨定める。(第百六十六条)
 - (二) 両締約国は、反競争的行為の規制の分野において協力する旨定める。(第百六十七条)
 - (三) 各締約国は、同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争法令を適用する旨定める。(第百六十八条)
 - (四) 各締約国は、反競争的行為を規制するため、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する旨定める。(第百六十九条)
 - (五) 各締約国は、自国の競争法令及び競争政策の実施の透明性を促進する旨定める。(第百七十条)
 - (六) 第十六章に定める紛争解決手続は、第十四章の規定については、適用しない旨定める。(第百七十一条)
- 15 ビジネス環境の整備(第十五章)

- (一) 両締約国は、両締約国のビジネス環境の整備に関する問題に取り組むために随時協議する旨定める。(第百七十二条)
- (二) ビジネス環境の整備に関する小委員会の任務等について定める。(第百七十三条)
- (三) 第十六章に定める紛争解決手続は、第十五章の規定については、適用しない旨定める。(第百七十四条)

16 紛争解決(第十六章)

- (一) 第十六章の適用範囲について定める。(第百七十五条)
- (二) 協定及び世界貿易機関設立協定の双方に関する問題について紛争が生ずる場合には、申立てを行う締約国は、当該紛争を解決するための紛争解決手続を選択することができる旨定める。(第百七十六条)
- (三) 一方の締約国は、書面により他方の締約国との協議を要請することができる旨定める。(第百七十七条)
- (四) 仲裁裁判所の設置について定める。(第百七十八条)
- (五) 仲裁裁判所の付託事項について定める。(第百七十九条)
- (六) 仲裁裁判所の構成について定める。(第百八十条)
- (七) 仲裁裁判所の任務について定める。(第百八十一条)
- (八) 仲裁裁判手続について定める。(第百八十二条)
- (九) 仲裁裁判手続の停止又は終了について定める。(第百八十三条)
- (十) 仲裁裁判所の裁定について定める。(第百八十四条)
- (十一) 申立てを受けた締約国による裁定の実施について定める。(第百八十五条)
- (十二) 申立てを受けた締約国が裁定を実施しない場合における代償及び申立てを行った締約国による譲許その他の義務の適用の停止について定める。(第百八十六条)
- (十三) 委員会は、協定の効力発生の日に、仲裁裁判所の規則及び手続の詳細を規定する手続規則を採択する旨定める。(第百八十七条)
- (十四) 第十六章に定める仲裁裁判所の規則及び手続は、両締約国の合意により修正することができる旨定める。(第百八十八条)

17 委員会(第十七章)

- 18
- (一) 委員会を設置する旨定める。(第百八十九条)
 - (二) 委員会の任務について定める。(第百九十条)
 - (三) 委員会の規則及び手続について定める。(第百九十一条)
- 例外規定(第十八章)

- (一) 千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、協定の一部を成す旨定める。(第百九十二条)
- (二) 協定のいかなる規定も、締約国に対し、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める特定の措置をとることを妨げること等を定めるものと解してはならない旨定める。(第百九十三条)
- (三) 第百九十四条に別段の定めがある場合を除き、協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については適用しないこと等について定める。(第百九十四条)

19 最終規定(第十九章)

- (一) 協定の附属書及び注釈は、協定の不可分の一部を成す旨定める。(第百九十五条)
- (二) 協定中の章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨定める。(第百九十六条)
- (三) 協定の改正について定める。(第百九十七条)
- (四) 協定の効力発生について定める。(第百九十八条)
- (五) 協定の終了について定める。(第百九十九条)

20 附属書

- (一) 両締約国の関税の撤廃及び削減の実施日程並びに関税割当ての内容等について定める。(附属書一)
これらの概要は、次のとおりである。
- (1) 我が国による関税撤廃等の概要

イ 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約九千二百六十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千四百二十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約六百五十品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千百九十品目になる。

分野別では、鉱工業品約六千九百十品目のうち、百十七品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約二千三百五十品目のうち、約千七十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、関税割当ての設定、除外品目又は再協議の各分類で対応する。

ロ 主要品目の概要

- (イ) ギンザケ・マスについて、関税を協定発効後十年間で段階的に撤廃する。
- (ロ) ワイン（ボトル）について、関税を協定発効後十二年間で段階的に撤廃する。
- (ハ) 牛肉、豚肉、鶏肉等について、関税割当てを設定する。
- (ニ) 林産品（合板等を除く。）について、関税を即時又は段階的に撤廃する。
- (ホ) 精製銅について、関税を協定発効後十年間で段階的に撤廃する。

(2) チリによる関税撤廃等の概要

イ 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約七千九百品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約六千八百八十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約千二百七十品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約三百六十品目になる。

分野別では、鉱工業品約六千二百六十品目のうち十四品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約千六百四十品目のうち、約四百四十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、関税割当ての設定又は除外品目の各分類で対応する。

ロ 主要品目の概要

- (イ) 緑茶、ながいも、柿、日本酒等について、関税を即時撤廃する。

- (㊦) 自動車、一般機械、電気電子製品等について、関税を即時撤廃する。
 - (二) 品目別原産地規則について定める。(附属書二)
 - (三) 原産地証明書を発給する権限のある当局について定める。(附属書三)
 - (四) 原産地証明書の必要的記載事項について定める。(附属書四)
 - (五) 法令第六百号に係るチリの留保について定める。(附属書五)
 - (六) 投資及び国境を越えるサービスの貿易についての内国民待遇、最恵国待遇等に関する規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し各締約国が付する留保について定める。(附属書六)
- これらの概要は、次のとおりである。

(1) 我が国による留保

自動車整備業、事業サービス、建設業、債権管理回収業、熱供給業、情報通信業、製造業、船舶の国籍に関する事項、計量サービス、医療及び福祉、鉱業、石油業、農林水産業及び関連するサービス、自由職業サービス、不動産業、不動産鑑定業、船員、警備業、職業上の安全及び衛生に関連するサービス、測量業、運輸業、技能検定、上水道業、卸売業及び小売業の分野において、四十八の現行の措置に関する留保を行っている。

(2) チリによる留保

すべての分野において、国有地の取得等及び自国民の雇用要求に係る二の現行の措置に関する留保を行っており、また、通信、エネルギー、鉱業、漁業、娯楽サービス、専門的サービス、事業サービス、自由職業サービス、運輸業の分野において、二の十一の現行の措置に関する留保を行っている。

- (七) 投資及び国境を越えるサービスの貿易についての内国民待遇、最恵国待遇等に関する規定により課される義務に適合しない新たな又は一層制限的な措置を維持し、又は採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する各締約国の留保について定める。(附属書七)

これらの概要は、次のとおりである。

(1) 我が国による留保

すべての分野において、公的企業等の持分等の移転等、指定された企業等のみ認められている特定の活動等に係る四の将来の措置に関する留保を行っているほか、航空宇宙産業、武器・火薬産業、エネルギー産業、漁業、情報通信業、土地取引に関する事項、警備業、法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービスの分野において、八の将来の措置に関する留保を行っている。

(2) チリによる留保

すべての分野において、海岸付近の農用地の所有等、公的企業等の売買等、一定の協定に従い各国に対して与える異なる待遇に係る三の将来の措置に関する留保を行っているほか、少数者に関する事項、原住民に関する事項、政府の財政、情報通信、教育、漁業、文化産業、社会事業サービス、環境サービス、建設サービスの分野において、十一の将来の措置に関する留保を行っている。

(ハ) 送金に係るチリの留保について定める。(附属書八)

(九) 収用に係る第八十二条の解釈基準について定める。(附属書九)

(十) 各締約国が金融機関等に関する内国民待遇及び市場アクセスについて行う約束について定める。(附属書十)
これらの概要は、次のとおりである。

(1) 我が国による約束

保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービスについて、預金保険制度に関する制限を除くほか、市場アクセス及び内国民待遇に係る制限はしないことを約束している。

(2) チリによる約束

銀行サービス、保険及び保険関連のサービス、証券サービス及び他の金融サービスについて、一定の制限に従うことを条件として、市場アクセス及び内国民待遇を約束している。

(ロ) 他方の締約国のサービス提供者であつて、国境を越えて金融サービスを提供するものに対し、金融サービスを提供することを許

可する約束について定める。(附属書十一)

これらの概要は、次のとおりである。

(1) 我が国による約束

海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物(衛星を含む。)並びに国際間の運送中の貨物に関連する危険に対する保険、再保険及び再々保険並びに保険の補助的なサービス、金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス(仲介を除く。)について約束を行っている。

(2) チリによる約束

国際海上運送及び国際商業航空並びに国際間の運送中の貨物に関連する危険に対する保険並びにその仲介、再保険及び再々保険並びに再保険の仲介、相談サービス、保険数理サービス及び危険評価サービス、金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス(仲介を除く。)について約束を行っている。

(注) 他方の締約国のサービス提供者であつて、国境を越えて金融サービスを提供するものから、金融サービスを購入することを許可する約束について定める。(附属書十二)

これらの概要は、次のとおりである。

(1) 我が国による約束

海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物(衛星を含む。)並びに国際間の運送中の貨物に関連する危険に対する保険、再保険及び再々保険並びに保険の補助的なサービス、金融サービスについて約束を行っている。

(2) チリによる約束

国際海上運送及び国際商業航空並びに国際間の運送中の貨物に関連する危険に対する保険並びにその仲介、再保険及び再々保険並びに再保険の仲介、相談サービス、保険数理サービス及び危険評価サービス、金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス(仲介を除く。)等について約束

を行っている。

(五) 商用目的での国民の入国及び一時的な滞在に関する区分について定める。(附属書十三)

(六) 第十二章の適用を受ける機関、物品、サービス等について定める。(附属書十四)

(七) 各締約国が保護すべきぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示について定める。(附属書十五)

21 実施取極

両締約国政府が協定を実施するための詳細及び手続を定める。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するための新たな立法措置及び特別な予算措置は、必要としない。